

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、持続的な企業価値向上の実現にはステークホルダー全体の最大利益に向けた経営遂行が不可欠であると認識し、そのためのグループ各社を通じたコーポレート・ガバナンス体制の継続的な整備及び企業活動におけるコンプライアンス体制の確保を経営上の重要課題として捉えております。

コーポレート・ガバナンス体制の整備につきましては、経営監視機能の強化を推進すると同時に、その効果を経営執行機能に反映させる仕組み作りを積極的に行うことで、高い公正性・透明性を保ちつつ、社会及び経営環境の変化に迅速かつ適切に対応できる経営体制の実現を図ります。具体的には、当社にて採用している「監査役会設置制度」を軸としながら、内部監査部門等を有効に機能させることにより、当社グループの企業活動をより多くの視点からチェックする体制を強化しております。

コンプライアンスについては、経営トップからのメッセージを定期的な社内研修や社内イントラネットを通じて全社に通知することで、法令遵守が最も重要な企業責任である旨をグループ全社員に常に意識させております。また、当社グループではコンプライアンス委員会を設置し、継続的なコンプライアンス体制の検討をなすとともに、法令・規則違反未然防止及び具体的な発生事項に関しては早期の問題解決を図る仕組みを設けております。当社及び当社グループ各社は、今後とも社会に適合し得るコーポレート・ガバナンス維持のための組織・機構の継続的な整備に努め、その活動の更なる充実に取り組んでまいり所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社クラスターインベストメント	3,413,000	26.42
二家 勝明	2,704,240	20.93
株式会社みずほ銀行	396,000	3.06
竹田 和平	330,000	2.55
ユニコムグループホールディングス社員持株会	247,320	1.91
二家 英彰	171,200	1.33
日本生命保険相互会社	130,000	1.01
二家 嘉則	115,000	0.89
二家 麻里奈	115,000	0.89
神原 克己	102,200	0.79

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社代表取締役会長である二家勝明は、本人、近親者及び当該近親者の所有する会社(有限会社クラスターインベストメント)が有する当社株式に係る議決権の合計が当社の議決権の過半数であるため、大阪証券取引所の規則に定める支配株主にあたります。現在、当該支配株主等(二家の近親者及びその所有する会社を含む、以下同じ。)と当社との間においては、本人及びその近親者(二家英彰・当社代表取締役社長)が当社役員職に従事していることを除き、取引関係その他の利害関係はなく、また今後についても発生することは想定しておりません。しかしながら、今後、当該支配株主等との間で取引関係等が生じることとなった場合には、取締役会での事前の審議・決議を行い、またその経過についても取締役及び監査役がレビューできる体制をひくことで、当社ひいては当社株主の利益を害することないよう十分に留意する所存であります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

機動的な経営意思決定とそれに基づく実態に即したスピード感のある業務執行の実現といった観点からは、当社業務に精通した社内取締役により、会社活動の全ての領域を分担し、相互に連携し合う体制が適していると考えます。また、当社では社外の視点からも取締役の業務執行の監督を行うため独立性を確保した社外監査役2名を擁しており、経営監督機能については当該社外監査役を含む監査役会を中心に有効に機能できていると判断し、現体制を採用することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

当社監査役は、経営監督機関としてその監査機能を効率的且つ適正に果たすため、会計監査人と定期的に会合をもつなど緊密な連携を保ち、相互に積極的な意見及び情報の交換を行っております。また、監査役は会計監査人から監査計画の概要を受領し、その実施経過について適宜報告を受けており、その中で当該会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について説明を受け、且つ必要な意見を述べられる体制を設けております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、グループ内に設置される内部監査部門と連携することで、効率的な監査を実施するよう努めております。内部監査部門は監査役に対し内部統制システムにかかわる状況とその監査結果の報告を定期的に行っており、またこれを受けて監査役は当該部門に対し必要な調査を求めることができる体制を設けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
河合 一重	学者									
松下 素久	公認会計士									

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
	河合一重氏は、当社社外監査役就任以前において当社	当社の事業領域とは異なる分野から監査役の人選をなすことで、特定の知識・考え方に偏らない客観的・中立的な

河合 一重	または子会社の取締役、支配人その他の使用人であったことはありません。(東京慈恵会医科大学附属青戸病院眼科非常勤診療医長) また、独立役員として指定しております。	観点から、当社経営の社会的妥当性を適正に監督することができるため。 また、河合監査役は、独立性が高く、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
松下 素久	松下素久氏は、当社社外監査役就任以前において当社または子会社の取締役、支配人その他の使用人であったことはありません。	松下監査役は、公認会計士及び税理士の資格を持ち、会計、財務及び税務等において高度な専門知識を有しているため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

- 直前事業年度における社外監査役の取締役会への出席状況は次のとおりであります。
- 河合監査役は、その就任期間中に開催された取締役会(33回開催)のうち出席回数は16回であります。
 - 松下監査役は、平成22年6月29日開催の第53回定時株主総会にて新たに社外監査役に就任いたしました。
 - また、河合監査役の取締役会における発言状況は次のとおりであります。
 - 監査役河合一重氏は、取締役会の意思決定の適法性を確保するため、主にコンプライアンスの見地から発言を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

株主総会で承認されている範囲内での役員報酬・役員賞与による対応を基本としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明 更新

第53期(平成22年3月期)における当社の取締役及び監査役に支払った役員報酬の額
 取締役の年間報酬額 124 百万円
 監査役の年間報酬額 19 百万円(うち社外監査役 8 百万円)
 合計 143 百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

効率的な監査業務の遂行上必要と判断した場合には、会社に対し監査業務補助スタッフの配置を要請することができる仕組みを設けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

当社では、会社の適正且つ効率的な業務遂行を確保するために、当社及び当社グループの経営に係る重要案件全般については、原則、三役以上(常務以上)によって構成される「経営会議」(週一回開催)の審議・検討を経た後、「取締役会」(毎月一回定時開催、その他必要に応じ随時開催)に諮り執行決定を行うこととしております。この取締役会等での決定に基づく業務執行は、職務権限や実行責任者の明確化、適切な業務手続を規定した組織規程に則り、代表取締役会長及び社長の下、業務官掌取締役や各部門の所属長等により迅速に遂行され、その業務執行の進捗状況及び結果は適宜、取締役会にてレビューされております。

これらの業務執行プロセスの遵守・整備状況は、監査役会により厳格に監査・監督されております。監査役会及びそれを構成する各監査役(3名、うち社外監査役2名)は、取締役会に出席し積極的な意見陳述を行うことはもちろん、各部門において定期的な実査・照合を行い、中立性・独立性を有する経営監視役として会社経営全体のモニタリングを行っております。

また、当社は会計監査人として「あずさ監査法人」を起用しており、同監査法人による適正且つ透明性のある会計処理のための監査を受けております。平成21年3月期における同監査法人の当社に対する監査体制は次のとおりです。

【第53期(平成22年3月期)の監査体制】
 ・業務を執行した公認会計士の氏名
 指定社員 業務執行社員 楠原利和、羽太典明
 ・会計監査業務に係る補助者の構成
 公認会計士 2名 その他 7名
 (同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。)

上記のほか、当社グループでは次に掲げる機構・組織体制を設けることで、効率的な業務執行プロセスの確保、及び経営監査体制の強化に取り組んでおります。

- 1) 内部監査部門
 経営組織の整備状況、業務遂行上の各法令・関連規程に対する遵守状況、そして各種経営資料の正確性・妥当性についての検討及び評価を行い、経営トップに報告する内部統制機関として設置しております。なお、監査の適正性確保のため、当該部門は業務執行部門から独立した組織形態をとっております。
- 2) コンプライアンス委員会
 当社グループのコンプライアンス全般に関する方針・戦略を決定し、それに基づいて、社内ルールの策定や会社組織全体に対するコンプライアンスチェック、そして全社員へのコンプライアンス指導及びそのための教育体制の整備等を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会の招集通知および決議通知のWEB 開示

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	経営者メッセージ、財務情報、プレスリリース資料、決算短信(四半期含む)、有価証券報告書および四半期報告書、株主通信、決算説明会資料、株主総会の招集通知および決議通知 など	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員 取締役管理部長 西山 義信 IR担当部署 管理部経営企画課 IR事務連絡責任者 管理部経営企画課次長 近藤 竜夫	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	社内規程に「内部情報管理規程」及び「情報開示規程」をおき、会社の内部情報の管理及び適時開示に関する方針及び業務プロセスを明記。

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営理念である「お客様とともに歩む」の精神に則った健全な企業成長をなすため、経営上重要な3つの柱として「法令及び社会倫理規範の遵守」「ステークホルダーに対する誠実な対応と透明性のある経営」「事業活動による価値創造を通じた社会への貢献」を掲げております。これら3つの柱を具現化し、当社の社会的使命を果たすことを目的として、当社は以下のもと、内部統制システムの整備を行っております。

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、全役員を対象とした行動規範として、企業倫理憲章および企業倫理行動基準を定めるとともに、特に役員については役員規程を定め、これらの遵守を図っている。
- (2) 取締役会については、取締役会規程に基づく適切な運営が確保されている。取締役会は原則として月1回、その他必要に応じて随時開催することとし、必要に応じて外部の専門家の起用も行う。
- (3) 取締役会は、取締役間の意思疎通と業務執行に係る相互監督を通じて、法令・社内規程違反行為の未然防止に努めることとする。
- (4) 当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査役会の定める方針および分担に従い行われる各監査役の監査の対象となっている。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき文書または電磁的媒体への記録・保存がなされており、取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できる。
- (2) 当該文書等は適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含めた情報連絡チームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、当社の経営戦略に係る重要事項については事前に常務取締役以上の役員によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うこととする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、グループ役員行動規範およびコンプライアンス規程を定めている。また、グループ全体を通じた横断的なコンプライアンス体制の整備を図るため、グループ内にコンプライアンス委員会を設置する。当該委員会では必要に応じて外部者もそのメンバーとして加えながら、規則・ガイドラインの策定、役員教育を目的とした研修の実施を行うほか、重要事項の審議にあたっては必要に応じて特別部会を設けることとする。
- (2) 業務執行部門から独立した組織として設置される内部監査部門を置く。
- (3) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告する。
- (4) 使用人の法令・社内規程違反行為については、就業規則等関連規程に基づいた処分を行う。また、役員等の法令・社内規程違反行為についてはコンプライアンス委員会が取締役に具体的な処分を答申することとする。

6 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として、グループ役員行動規範を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めている。経営管理については、グループ会社管理規程に従い、当社への決済・報告制度による子会社経営の管理を行うこととし、必要に応じてモニタリングを行う。当社取締役および子会社に派遣される取締役は、グループ各会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、監査役にその内容を報告することとする。
- (2) 子会社が、当社から受ける経営管理、経営指導内容に法令違反、その他コンプライアンス上の問題があると認められた場合には、内部監査部門またはコンプライアンス委員会に報告を行う。内部監査部門またはコンプライアンス委員会は直ちに監査役にその報告を行うが、その際に必要な意見を述べる事ができる。当該報告を受け、監査役は取締役会に対し意見を述べるとともに、必要に応じてその改善策の策定を求める事ができる。

7 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役を補助すべき使用人として、監査役室を置き、監査役の求めに応じて必要な人員を配置する。取締役会からの独立性を確保するため、当該監査役補助者の人事評価は監査役が行い、会社がその人事異動、賞金等の改定を行う場合には事前に監査役会の承諾を得ることとする。
- (2) 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

8 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行うほか、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。

- (1) 会社の信用を大きく低下させたもの、または恐れのある事項
- (2) 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、またはその恐れのある事項
- (3) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- (4) 重大な法令・定款違反、その他グループ行動規範への違反で重大な事項
- (5) その他コンプライアンス上重要な事項

9 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、反社会的勢力に対する基本方針及び反社会的勢力対応規程に基づき、社会秩序や企業の健全な事業活動に脅威を与える反社会的勢力との取引その他一切の関係を遮断し、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、組織全体として毅然とした姿勢で臨む。

【反社会的勢力に対する基本方針】

当社グループは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人(以下、「反社会的勢力」という。)との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- (1) 反社会的勢力とは、取引その他一切の関係を遮断します。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役員職員の安全確保に努めます。
- (3) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察や弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ります。
- (4) 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- (5) いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引や、反社会的勢力への資金提供を行いません。

■ その他

1. 買収防衛に関する事項

現在の当社の株主構成は、安定株主による株式所有率が高い状態にあるため、現段階において特段の買収防衛策を講じる必要はないものと判断しております。しかしながら、将来、この株主構成に大幅な変更が生じ、且つそれに伴って会社の安定的な経営遂行に毀損の恐れがあると判断される場合には、具体的な買収防衛策の導入も検討する考えであります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

